

令和4年第2回北海道議会定例会 予特（第1分科会） 開催状況（環境生活部）

開催年月日 令和4年6月27日（月）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 環境生活部長 森 隆司
 暮らし安全局長 田辺 きよみ
 女性支援室長 今田 美幸

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 性暴力被害者支援等について 次に、性暴力被害者支援等について伺います。</p> <p>（一）痴漢被害の実態について 日本共産党北海道委員会は、今年2月から4月までウェブ上で、痴漢被害アンケートを実施いたしました。全道で120人から回答がありました。 「初めて痴漢被害にあった年齢は」というところで、18歳以下が78パーセント、12歳以下も35パーセントと子どもの被害が多く、都市部以外の被害も多くなっておりました。 内閣府男女共同参画局は、若年層の性暴力被害の実態調査を行いました。 こうした結果について、部長、まず、どう受け止められているのかお聞かせください。</p> <p>（二）情報発信の拡充について 私どもの調査では、勇気を出して相談しても「ミニスカートをはくから」などと被害者を二重に傷つける二次被害も非常に多く、「痴漢は犯罪であること」の周知徹底や、「被害者が責められるような社会にしないで欲しい」という要望が多く出されています。 「被害者が決して悪くない」という強いメッセージをこれまで以上に発信する必要があると思いますが、如何か伺います。</p> <p>（指摘） 啓発するということであります。特に若い方などに向け、SNSを活用することや、メッセージ性の強い缶バッジなどを使った訴えも効果があるのではないかと考えるので申し上げておきます。</p>	<p>（環境生活部長） 性暴力被害に対する認識についてでございますが、今般、各機関で実施をされました性暴力に関するアンケートでは、痴漢被害が路上や商業施設など、日常のあらゆる生活空間で発生していることや、子どもがターゲットになっていること、被害者が精神的に深く傷ついていることなどの調査結果があったものと承知をしております。 痴漢などの性犯罪は、被害者の心身に大きな影響を与えるとともに、その尊厳を著しく傷つける悪質かつ卑劣な犯罪であり、決して許されるものではなく、あってはならないものと考えております。</p> <p>（暮らし安全局長） 痴漢被害防止に向けた情報発信についてであります。道では、行政機関や防犯関係団体などで構成する北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議を活用いたしまして、メールマガジン、リーフレットやパネル展により、被害を未然に防止するためのポイントや、痴漢を目撃した場合の周囲による通報などについての周知を行いますほか、街頭啓発による注意喚起を実施しているところでございます。 委員ご指摘のアンケートの結果からは、被害者の方が相談しづらい状況や、周囲の対応による二次被害の状況も確認されますことから、今後とも、道警察や青少年・教育関係機関などと連携し、様々な相談窓口について被害者の方の気持ちに寄り添うかたちで周知をしていくとともに、社会全体で「痴漢は犯罪」、「被害者は悪くない」という意識の醸成を図るための効果的な啓発を実施し、性犯罪被害の防止に向けた取組を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 性暴力被害者支援センターの意義等について 「性暴力被害者支援センターさくらこ」が活動しておりますけれども、その意義と役割について、また、相談件数と種別について、昨年度と5年前の比較で明らかにしてください。</p> <p>(四) 相談体制の強化について 性暴力支援のあり方からも、メール、SNS相談を夜間に受け付けて、即座に返信するというのも必要ではないかと思えます。24時間化の意義と、他都府県の状況を明らかにしてください。 また、常勤雇用や若い世代の相談員をより積極的に雇用すべきと考えますが、体制強化についてどうお考えか伺います。</p> <p>(指摘) メールとSNS相談について、24時間受け付けているということですが、ファックスもそうなのですが、メールやSNSの場合、開設したら受付は24時間されますよね。送られてくるのをただ受けるだけですから。 私は問題は、メールやSNSの相談については、受け付けるだけじゃなくて、24時間体制で相談にして、返信ができるということが大事なんだと思うんです。 ぜひその、朝まで返信しない、無反応ということではなくて、性暴力という事件の深刻さからもすぐに返信や相談できる24時間体制が必要だということを指摘しておきます。</p>	<p>(女性支援室長) 被害者支援センターの意義などについてでございますが、「性暴力被害者支援センター北海道」通称「さくらこ」は、性暴力被害者の方に被害直後からワンストップで総合的な支援を提供することにより、被害者の方の心身の負担を軽減し、その健康の早期回復を図ることを主な目的とするものであり、被害者の方の心と体のケアに関するアドバイスや、必要に応じ、医療機関等への付添支援を行っているところでございます。 令和3年度に「さくらこ」が受けた相談は、736件であり、5年前の平成29年度の248件と比較すると、約3倍となっております。 相談内容の主なものは、令和3年度は、強制性交が18.6%、強制わいせつが14.8%、性虐待が12%となっており、平成29年度は、それぞれ27%、17.7%、10.5%となっております。</p> <p>(くらし安全局長) 相談体制の強化についてであります。24時間いつでも相談を受け付ける体制の整備により、平日に相談しづらい被害者の方の相談を、支援につなげることができますほか、相談の多くを占めます過去の性被害について、時間にかかわらず悩みを傾聴するなどの対応が可能となりますことから、道では昨年11月から、国が設置したコールセンターと連携をし、24時間365日、電話相談に対応しております。 このような電話相談は、現在、全ての都道府県において行われておりますほか、メールによる相談は20道県、SNSによる相談は4道県において、24時間受け付けているところでございます。 また、道では昨年度から、相談員のうち1名を指導的役割を担うコーディネーターとするとともに、引き続き、道警察や支援団体などとの意見交換の場を活用するなどして、関係機関との連携を深めまして、今後とも、より適切で効果的な相談が行えるよう、体制の強化に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) AV出演被害者に対する支援等について アダルトビデオ出演被害の防止・救済法が成立したことを踏まえて、道として相談体制をどう整備するのか、また、研修の充実も不可欠と考えます。どう取り組むのか合わせて伺います。</p> <p>(六) 性暴力被害者支援指針の策定等について 国の女性版骨太の方針2022では、性犯罪・性暴力対策として、ワンストップ支援センターの体制強化、痴漢撲滅パッケージの策定など具体的方策を示しています。 一方、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策には、痴漢等の記載、一部ありますけれども、性暴力についてのまとまった記述はありません。 道として性暴力被害者支援について、体系的指針を示し、支援体制を強化すべきではありませんか。 また、国への更なる財政支援についても、強い措置を求めるべきだと思いますけれども、ご見解をお示しください。</p> <p>(指摘) ただいま、推進方策で性暴力被害者支援を位置付けるべきだと求めて、対策を進めるとの答弁を頂戴しました。 推進方策の根拠となっているのが、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例であります。次の改正は2025年の予定ですけれども、国の性犯罪・性暴力対策を位置付けているということに照らしても、2025年を待つことなく、性犯罪・性暴力対策をしっかりと位置付けた条例改正を行うべきであるということについて指摘をさせていただきます。</p>	<p>(女性支援室長) AV出演被害者に対する支援等についてでございますが、道では、「さくらこ」において、従来からAV出演被害を含む性被害に関する相談を受け付けており、専門知識を有する相談員が、弁護士やカウンセラーなどと連携しながら被害者の方を支援しているところでございます。 本年5月に成立した、いわゆるAV出演被害防止・救済法におきましては、AVの制作公表の各段階における出演者等からの相談体制の整備が定められておりますことから、この対応につきまして、引き続き、国から情報収集を行いますとともに、相談員等に対しまして、従前から実施しています最新の知見についての研修の中で、この法の内容につきまして、紹介することとしております。</p> <p>(環境生活部長) 性暴力被害者への支援についてでございますが、国では、今般、発表いたしました女性版骨太の方針を受けまして、性犯罪などの根絶に向けた強化方針を検討していくものと承知をしております。 道では、これまで、犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策におきまして、性犯罪を含む子どもや女性の犯罪被害の防止を重点的な取組と位置付けてまいりました。 また、犯罪被害者等支援基本計画に沿って、相談対応や情報提供の推進、医療機関における対応体制の整備、医療費の負担軽減といった性犯罪等による被害者の方々への支援に取り組んでまいりました。 道といたしましては、今後とも、国の方針や社会情勢の変化にも適切に対応しながら、関係機関、団体の方々のご意見も伺いをし、引き続き毎年度、推進方策を改定していくことに加え、被害者への支援につきましても、基本計画のもと、関係機関との連携を密にし、対策を進めていく考えでございます。 また、相談支援体制の強化などに向けましては、必要な予算の確保と制度の拡充につきまして、引き続き、国に要望をしております。</p>